3　次に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・27・３、４・27・４・１・及び４・27・４・２の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）であって、次に掲げるもの。

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

四　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）であって次に掲げるもの。

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

五　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

六　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）。

（車幅灯）

第三十二条　（略）

2～13　（略）

14　次に掲げる自動車については、細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定（以下この項において「旧規定」

3　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・27・３、４・27・４・１・及び４・27・４・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）であって、次に掲げるもの。

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

四　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）であって次に掲げるもの。

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

五　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

六　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）。

（車幅灯）

第三十二条　（略）

2～13　（略）

14　保安基準第三十四条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定（以下こ